

暴力団事務所撤去訴訟費用等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴力追放運動の推進を図る地域住民が、暴力団又は暴力団員を相手方として、暴力団事務所撤去に係る民事訴訟等を提起し、又は暴力団事務所の進出の阻止若しくは撤去を行うため、暴力団事務所撤去訴訟費用等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 久留米市内に事業所又は住所を有する者
- (2) 暴力団事務所撤去に係る民事訴訟等に要する費用を支援する必要があると認められる者
- (3) 暴力団等との交友関係が認められない者で、暴力追放の趣旨に賛同しているもの

(補助対象費用)

第3条 補助金は、次に掲げる費用を補助するものとする。

- (1) 暴力団事務所撤去訴訟を提起するための準備費用
- (2) 暴力団事務所撤去訴訟に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団事務所の進出の阻止又は撤去を行うために要する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象となる経費の総額の範囲内において、暴力団事務所撤去訴訟費用等補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、久留米市暴力追放推進協議会長（以下「会長」という。）が決定した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、暴力団事務所撤去訴訟費用等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 久留米市内に事業所を有することを証明する書類
- (3) 経済的理由などにより、第3条の費用の必要性を証明する書類
- (4) 第3条第2号の費用に係る申請については、民事訴訟申請の名簿及び福岡県弁護士会の確認を得た概算見積書
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、審査委員会に諮り、補助金の交付を決定するものとする。

2 会長は、補助金の交付を決定するときは、久留米市に対して久留米市暴力追放推進基金の活用を申請するものとする。

(審査委員会の組織)

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって構成する。

(1) 委員長 久留米市暴力追放推進協議会副会長（久留米市副市長）

(2) 委 員 久留米市校区暴力追放推進協議会連絡会議会長

久留米市防犯協会連合会副会長

久留米市校区まちづくり連絡協議会幹事

久留米市協働推進部長

2 委員長は必要があると認めるときは、前項に規定する委員の他に、臨時に委員を指名することができる。

（審査委員会の招集）

第8条 審査委員会は、委員長が招集する。

（審査）

第9条 審査委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 第3条に規定する費用の補助を必要とする理由

(2) 前号のほか、第3条に規定する費用に係る事実関係及びその状況

2 審査委員会における審査は、原則として書面審査によるものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、申請者及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審査委員会の定足数）

第10条 審査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

（審査委員会の議決）

第11条 審査委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

2 委員長は、審査委員会の決定事項について、速やかに会長に報告しなければならない。

（議事録の作成）

第12条 委員長は、審査委員会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の目的及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議決事項

(4) その他委員長が必要と認める事項

（決定通知）

第13条 会長は、審査委員会の結果報告を受け、次の各号のいずれかにより申請者に通知するものとする。

(1) 補助金を交付することを決定したとき 暴力団事務所撤去訴訟費用等補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) 補助金を交付しないことを決定したとき 暴力団事務所撤去訴訟費用等補助金申請却下通知書（様式第3号）

（資料の提出等）

第14条 会長は、必要があると認めるときは、申請者又はその訴訟代理人に対し、補助金に係る訴訟の進捗状況その他必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

（申請者の遵守事項）

第 15 条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係属中の訴訟については、審理終了の都度当該経過及び結果を裁判結果報告書（様式第 4 号）により速やかに報告すること。

(2) 会長から指示又は条件として付された事項を遵守すること。

（規則との関係）

第 16 条 この要綱に基づく補助金については、この要綱に定めるもののほか、久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号）の規定を準用する。

（補則）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則（平成 19 年 7 月 5 日）

この要綱は、平成 19 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 11 日）

この要綱は、平成 20 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日）

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。